

令和2年9月議会定例会一般質問

小林 久美子 議員

【質問事項】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(質問要旨)

- (1) 町民が安心できる情報をもっと提供すべきではないか。町民に発熱などコロナを疑う症状がある場合、「いつでも、誰でも、何度でも」検査が受けられる体制を目指し、入院施設や隔離施設等の十分な体制が必要ではないか。

『回答』

発熱などの症状があり感染症を心配される町民の方への対応としては、新型コロナウイルス感染症事務に対応する「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）」に電話で相談されるようご案内しているところです。

コールセンターでは、新型コロナウイルス感染症の疑いを有する方からの相談への対応、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、新型コロナウイルス感染の疑いがある患者を診察する医療機関への受診調整を行う保健所へのつなぎ等の対応がなされています。

PCR検査への実施や対応については、コールセンターから保健所へ引き継がれ、本人への聞き取り調査から保健所が検査実施を判断されています。

現状では、県内におけるPCR検査実施体制として、県（保健所）又は医師の判断により実施されております。

町としては、町ホームページ、安心メール、広報誌等を通じてお知らせしているところではございますが、今後もさらに相談窓口「コールセンター」の案内のほか、町民の皆様に必要な情報を速やかに提供してまいります。

また、県では感染者受入れ病床数については400床、宿泊療養施設については1,430室を確保している状況であります。

なお、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設において8月5日から熊本市内の施設1箇所で受け入れを始め、8月27日時点での入院患者数は77人、病床稼働率は19.3%と公表されており、医療体制をより確かなものにするための対応がなされています。

(2) 感染者となった場合の療養、生活全般の相談はどこにすればいいのか。

『回答』

陽性となった場合については、管轄の保健所の指示により入院又は宿泊療養施設での受け入れにより治療等が行われます。また、感染者の家族等が濃厚接触者となった場合、保健所による指示が行われます。

したがって、感染者及び濃厚接触者に対する治療・療養等の相談は、保健所が個々のケースに応じて対応されます。町としましては、保健所の指示のもとに対応を行ってまいります。

(3) 災害時の避難所の感染症対策について、どのような準備がされているのか。

『回答』

避難所における感染症対策としては、令和2年度菊陽町地域防災計画の中で「町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや導線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。」と定めています。

そのため、町では、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、咳等の体調を確認し、症状がある場合は、別に専用スペースを

確保するなどの対策を行い、適切に対応したいと考えております。

また、避難所の衛生環境を保つための、マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを整備するとともに、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドの備蓄も進めております。

【質問事項】

2. 少人数学級についての見解と、学校現場の対策について

（質問要旨）

（1）コロナ感染症対策として、3密状態を解消するために教育環境改善のため少人数学級の実現が必要ではないか。町長には、少人数学級化へのリーダーシップを発揮していただきたい。町長の見解はどうか。

『回答』

新型コロナウイルス感染症対策として、各学校が「新しい生活様式」を円滑に指導できるよう、非接触型の体温計や消毒用アルコールやマスクをはじめ、3密を防ぐためのバス借り上げ料など、必要な衛生管理ができる予算を本定例会に計上させていただいております。

また、御質問にあった少人数学級については、国の教育再生実行会議でも論議がされていると聞いております。

今後とも、その論議を注視しながら任命権者である県と設置者である町がそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことが大切であると考えますが、その実現については、教職員の人員と教室の確保など環境整備が課題であり、国の予算確保が大前提であると考えております。

(2) 町の小・中・特別支援学級で、コロナ感染症対策はどのような対策が取られているのか。

『回答』

菊陽町教育委員会では、各学校で基本的な感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」を踏まえた「新しい生活様式」が習慣化するようあらゆる場面で指導しているところです。

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのため児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにしております。具体的には、「発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底」「登校時の健康状態の把握の徹底」を家庭と連携して行い、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握しています。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、教職員が検温及び健康観察等を行っております。

また、感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切です。

具体的には、接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底しております。また、運動中や登下校中など3密にならないような場所以外マスクを着用して生活しております。

消毒は、感染源であるウイルスを死滅、または減少させる効果があるため、アルコール消毒液を必要な場所に配備したり清掃による清潔な空間を保つため除菌効果があるといわれる中性電解水や除菌スプレーを地元企業から提供いただき、各小中学校で、校内の机やドアノブなどの清掃に活用させていただいたりしております。

このような取組と併せて、時間差の給食配膳やICTを活用したオンラインの全校集会など学校生活の中で3密を防ぐ工夫を、各学校の状況に応じて行っております。

(3) スクールサポートスタッフ等、今後どのような対策を計画しているのか。

『回答』

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートし、教師が子供の学びの保障に注力できるようスクールサポートスタッフの派遣事業を拡大しております。

そこで、町では各学校と情報を共有し、早期の配置ができるよう人材の確保に向け県教育委員会に協力しているところです。

また、ICT環境の一層の充実とリモート会議やオンラインを含めたWEB授業に対応できるよう、ICT支援員の増員予算を本定例会に計上させていただくなど、今後も新型コロナウイルス感染症対策の強化に努めてまいります。